

2011年度 事業計画

1. 研究活動

(1) 総合研究

① 憲法研究会（生活権研究会）

憲法の精神、歴史、運用実態などについて学び、その今日的意義・役割を確認するため、「憲法研究会」を設置し、定期的な研究会を開催します。

憲法研究会では、2008年度より、現代日本社会における格差・貧困問題の深刻化を踏まえ、「生活権研究会」を設置しました。第1期の活動では、労働者をめぐる状況の把握と憲法理念との乖離について調査・研究を続け、2009年秋からは第2期の活動に入り、テーマの重点を社会保障に移しました。

2011年度も、研究会やシンポジウムの開催、道内各地の関係する取組の調査などを通じて、憲法と社会保障のあり方を中心に調査・研究を継続します。

また、引き続き「反貧困ネット北海道」の活動と連携し、道内の貧困問題に関する情報収集と発信に努めます。

② 北海道自治のかたちを考える研究会

基礎自治体のあり方、合併の検証、連合自治、自治体間協力、支庁制度改革、道州制、道から市町村への権限移譲といった、北海道におけるこれまでの研究蓄積、制度改革プランを立体的に組み立て、あるべき北海道自治制度のあり方を討議・構想する「北海道自治のかたちを考える研究会」を引き続き開催します。

また、自治基本条例、議会基本条例の運用状況についても引き続き調査をすすめます。

併せて、市民自治の内実化が問われる今日、市民活動や地域づくりの先進的な事例を調査、研究します。

③ 地域政府と政策を考える研究会

2011年度も引き続き、地域の自立と自律を可能とする地域政府のあり方を探るため、自治体改革の現状と課題、政府間関係などについて研究をすすめます。

(2) 分野別政策研究

① 行財政分析と政策評価研究

自治体の財政構造と財政運営の分析、政策評価の研究、公共事業、自治体経営などのあり方やまちづくりなどについて、調査、研究を継続します。

② 自治体政策法務に関する調査・研究

地方自治法の抜本改正や、地方自治に関する基本法の制定など、民主党政権において検討されている地方自治関係法令の改正について調査・研究をすすめます。それと並行して、国における法制度改革が北海道や道内市町村の条例・政策に与える影響や課題、また、自治体法務全般の課題について、政策法務の視点から調査し、研究をすすめます。

③ 環境政策および環境自治体づくりの研究

循環型社会づくりに向けた、環境基本条例、環境アセスメント条例、廃棄物行政の動向、地球温暖化対策のあり方、自然エネルギー開発など、環境自治体づくりと条例課題の研究をすすめます。また、開発と自然保護、観光振興と環境保全など、環境分野における北海道的課題について調査、研究をすすめます。

④ 保健・医療・福祉の連携したまちづくりおよび社会保障制度の研究

本格的な少子・高齢化時代を迎える今日、高齢者介護・介護保険制度の改革課題についての研究をはじめとして、年金制度、医療制度など、社会保障制度全般にわたる研究をすすめます。

また、医師・看護師不足の深刻化などに伴い、地域医療が崩壊の危機に瀕している現状を踏まえ、安定的な地域医療・福祉体制の確保、福祉自治体づくりに向けた研究をすすめます。

⑤ 道内の経済・産業の諸課題に関する調査・研究

北海道の経済・産業の現状について調査・研究をすすめ、道内各地域における先進的な農林漁業の取り組みやまちづくりとの連携などについて広く発信します。

⑥ 道内の教育に関する調査・研究

地域と教育の関係を主要な視点として、道内の教育機関や自治体による先進的な地域教育や生涯学習の取り組みなどについて調査・研究を進めます。

⑦ 自治体の情報政策をめぐる課題に関する調査・研究

自治体の情報化政策、情報公開のあり方、個人情報のセキュリティ、住基ネット対策など、自治体が今日抱えている情報に関する問題について、調査、研究を行います。2011年度は税・社会保障共通番号制度の導入論議の動向に焦点を当てます。

⑧ 防災のまちづくりに関する調査・研究

東日本大震災（東北地方太平洋沖地震）を契機に、道内における防災のまちづくりや、防災計画などを調査し、その課題を検証します。

(3) 研究機関・研究者のネットワークづくり

① 研究者ネットワークづくりと共同研究

学識経験者、地方議員、自治体職員、地域研究活動者などによる研究ネットワークと課題別共同研究づくりをすすめ、研究所が事務局として役割を果たしていく研究活動をすすめます。

その一環として、2009年3月より「所内研究会」を再開させており、主に道内在住の研究者等とのネットワークづくり、交流を積極的に行います。

さらに、道内各地域の研究機関、札幌都市研究センター、社団法人北海道地域総合研究所などの団体との提携を図ります。

② 公益社団法人神奈川県地方自治研究センターとの共同研究

―「革新」首長、「革新」自治体の政策形成

第二次大戦後の復興期を経て、工業化と高度成長により、都市化と過疎化がすすみ、様々な問題が起きてきました。こうしたなか、1960年代には全国で「革新」首長と「革新」自治体が誕生し、公害対策や都市計画、福祉の充実などに取り組み、70年代からは今日の分権改革につながる「地方の時代」の提唱、自治体外交や情報公開など、先駆的な政策・制度開発を行ってきました。

1960年代から80年代にかけて、これら革新自治体と革新首長の先駆的・革新的な政策の立案と形成過程を、これに関わった当事者との対話や聞き取りに記録し、今後の政策・制度改革の自治体再構築に生かします。

② 全国地方自治研究センター・研究所との交流・共同研究

公益財団法人地方自治総合研究所（自治総研）、各県地方自治研究センター・研究所との交流を深め、必要に応じ、共同研究を行います。

2011年度も、引き続き、「共同研究・自治体公益法人と民間アウトソーシング」（事務局＝自治総研）に参加します。

また、各県地方自治研究センター・研究所の若手研究員を中心とする「第3世代ネットワーク」（通称・サードネット）に引き続き参加し、集中セミナーの開催や共同研究に参加・協力します。

2. 現代地方自治講座ならびに地方自治セミナーなどの開催

① 現代地方自治講座ならびに地方自治セミナーなどの開催

地方自治、分権に関わる具体的な政策課題や時宜に適したテーマによる現代地方自治講座や地方自治セミナー等を開催します。

2011年度は、民主党のいわゆる「地域主権改革」の情勢分析や、「税と社会保障の

一体改革」の動向などをテーマとする現代地方自治講座や地方自治セミナーの開催を検討します。

② 自治体議会活性化のための講座・セミナーの開催

自治体議会の活性化や議会改革をめざし、自治体議会議員や立候補予定者などを対象とする講座やセミナーの開催を検討します。

③ その他

自治労北海道本部など関係機関と連携した政策研究会や学習会を実施するとともに、会員、所報購読者を対象にした地方、単組での講座の開催や政策学習会への講師派遣に努めます。

3. 調査活動ならびに自治研活動との協力

① 資料の収集

地方自治に関する文献や定期刊行物の購入、地方自治研究団体の発行する資料、刊行物との交換、各省庁発行物や各種審議会報告等の資料収集を行い、会員・読者への情報提供に努めます。

② 調査活動

道内自治体の行財政の実態調査、政策提言、住民意識調査などの調査を会員と協力して行います。

③ 自治研活動との連携・協力

自治労の政策活動と連携し、自治体改革、公共投資政策、農業政策、環境、新エネルギー問題など、地域づくりの課題についての研究調査と政策提言活動をすすめます。また、自治労・地方本部・単組の自治研活動に積極的に協力します。

4. 出版活動ならびに所報の拡大

① 所報『北海道自治研究』の発行

自治体行財政と地方自治に関わる今日的なテーマを基本にした特集や、自治体に生かされる内容と資料を提供していきます。事例研究、市町村紹介、ルポなどの掲載のほか、コラムや連載記事の充実に努めます。また、ホームページも積極的に活用しながら、会員の誌面参加に引き続き努力します。

② 所報発行部数と会員数の拡大

2011年4月の所報発行部数は 部（うち有料購読 部）で、微減しています。所報購読の拡大のため、拡大期間を設定し、自治労北海道本部の各級機関と連携しながら、自治労全単組での購読と団体会員化をすすめ、所報発行部数と会員数の拡大に努めます。

③ 北海道自治研ブックレットの発行

北海道自治研ブックレットを発刊し、質の高い情報の発信に努めます。

④ その他の出版物の発行

所報2006年1月号（第444号）から07年9月号（第464号）まで連載した「戦後自治の60年」をまとめ、単行本の発刊をめざします。

また、所報2009年4月・5月合併号（第483・484号）より連載中の「北海道の元気！NPO訪問」について、連載終了後に単行本として発行する予定です。

5. 2012年度以降実施予定の中・長期的な事業計画の検討

① 欧州調査団派遣事業（2012年度以降）の検討

当研究所では、2011年度内をめどに、新公益法人制度に基づく法人形態に移行するための作業をすすめているところです。

新たな法人形態へ移行を記念し、2012年度以降、北欧福祉国家の自治体などを対象とする調査団の派遣事業を検討します。

② 設立50周年記念事業（2018年度）の検討

1968年4月設立の当研究所は、2018年4月をもって設立50周年を迎えます。また、所報『北海道自治研究』が2019年1月号をもって通巻600号に達します。これらに関する記念事業の開催を2018年度内をめどに行う方向で準備を開始します。